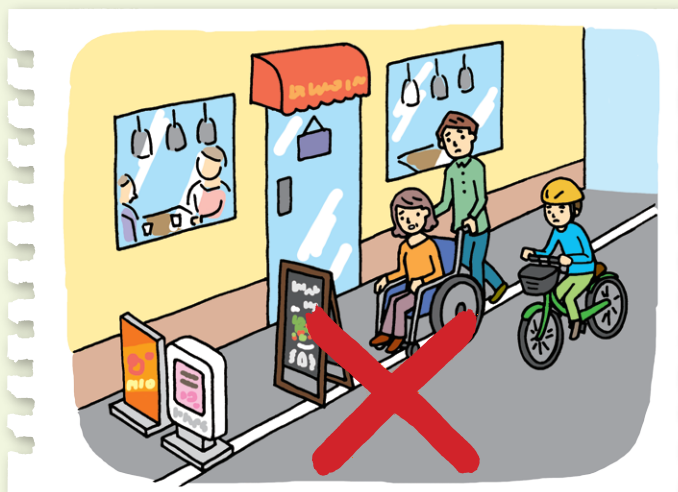


安心安全な



通行空間にしていきましょう!!

道路に許可なく「置き看板」や「のぼり旗」、「商品陳列台」などを置くことは、歩行者等にとって通行を妨害する行為であり路上障害物となります。また「豊島区路上障害物による通行の障害の防止に関する条例」の違反行為となります。みんなの道路はルールとマナーを守って使いましょう。



▲ 路上障害物となる危険のおそれのあるもの



※看板や商品陳列台等は、敷地内に設置して下さい。

道路にはみ出した物件で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われることもあります。

問い合わせ先 豊島区都市整備部土木管理課監察美化グループ TEL:03-4566-2675